

ひろしまサイクルおもてなしスポット 募集要領

1 趣旨

広島県を訪れるサイクリストをあたたくお迎えしおもてなしをするため、様々なサービスを提供し、快適なサイクリングをサポートする施設・店舗を「ひろしまサイクルおもてなしスポット」として募集し、登録を行うことにより、広島県のサイクリング環境の向上を図るとともに、ホスピタリティあふれる広島県の魅力を広く発信していくことを目的とする。

2 ひろしまサイクルおもてなしスポットの登録申込

(1) 申込ができる施設・店舗

ア 広島県内に所在する施設・店舗（個人の家は除く）。

イ 訪問するサイクリストをあたたくお迎えする意思があり、その取組や意思を「広島県「みんなで」おもてなし宣言」として、宣言すること。

「広島県「みんなで」おもてなし宣言」とは、観光関係事業者はもとより、県民一人ひとりが自ら実践する、観光客に対する「おもてなし」に関する取組内容を「おもてなし宣言」として広く募集し、宣言した内容を各自が実践することで、観光客を温かくお迎えすることを目的とする。広島県全体のおもてなしの充実による広島県の魅力向上を目指す県民運動の一環として行っているもの。

ウ サイクリスト向けに、次の4つのサービスをすべて提供すること（原則、サービス提供は無償とするが、飲料水・飲料の提供については有償でも可）。

(ア) 駐輪スペースの提供（店舗の敷地内、駐車場等の一部をサイクリスト向けの自転車駐輪場所、休憩場所として提供）

(イ) トイレの利用

(ウ) 飲料の提供（水道水の無償提供や自動販売機の設置等の飲料の販売等）

(エ) 周辺情報の提供

エ 暴力団または暴力団関係者と密接な関係にある施設・店舗でないこと。

(2) 申込方法

登録を希望する施設・店舗は、様式1「ひろしまサイクルおもてなしスポット 登録申込書」を、一般社団法人広島県観光連盟に提出する。

3 ひろしまサイクルおもてなしスポットへの登録

(1) 登録の要件

一般社団法人広島県観光連盟は、登録を希望する施設・店舗からの登録申込書を受理したときは、次のアからウの登録基準・登録要件に照らし、全部または一部の登録を行うか否かを審査する。

なお、申込内容が不明瞭なときや具体的な状況の把握が必要な場合、一般社団法人広島県観光連盟は、申込施設・店舗に確認の上、登録申込書の記載事項について削除または修正を求めることができるものとし、また、必要があれば、現地調査を行うものとする。

〔登録基準・登録要件〕

ア 上記の2（1）に定めるすべての要件を満たしていること。

イ 公序良俗に反する、または、反するおそれがないこと。

ウ 上記の2（1）イの「広島県「みんなで」おもてなし宣言」の趣旨に合致すること。

(2) 登録の決定

広島県は、一般社団法人広島県観光連盟の審査を基に、登録を決定し、一般社団法人広島県観光連盟は、「ひろしまサイクルおもてなしスポット」登録証、ステッカー等の交付をもって登録を通知する。

(3) 登録の内容

ア 施設・店舗の名称・所在地・連絡先等

イ おもてなし宣言の内容

ウ サイクリストへの提供サービス

[必須提供サービス]

2 (1) ウに記載する4つのサービス

[その他提供サービス (任意)]

(ア) サイクスタン드의設置

(イ) クロスバイクやロードバイクなどスポーツタイプの自転車のバルブ (フランス式またはアメリカ式) に対応する空気入れの貸出

※注 軽快車 (いわゆるママチャリ) の空気入れのバルブ (イギリス式) と形が異なる。

(ウ) 修理工具の貸出

(エ) シャワー・お風呂の利用

(オ) 荷物の一時預かり (コインロッカーを含む)

(カ) 荷物の受取・送出支援サービス (運送事業者との取次)

(キ) レンタサイクルの実施

(ク) W i - F i の利用

(ケ) 食の提供 (飲食店または物販店等)

(コ) 宿泊施設であり、自転車を客室に持ち込める又は施設で自転車を預かるサービスを提供

(サ) その他サイクリストに資するサービス

(4) 登録期間

登録期間の終期は設定しない。ただし、登録から一定期間を経過した後、現状確認の調査を行うことがあるので、登録施設・店舗は当該調査に協力すること。

(5) 登録の追加、変更又は中止

ア 登録施設・店舗は、登録内容に変更または中止があった場合は、速やかに様式2「ひろしまサイクルおもてなしスポット登録変更・廃止報告」により、一般社団法人広島県観光連盟へ報告すること。

イ 広島県及び一般社団法人広島県観光連盟は、登録施設・店舗から前号の報告があった場合は、速やかに、ホームページを変更するなどの手続を行うものとする。

(6) 登録の取消し

登録施設・店舗が虚偽の申込みを行ったことが判明したとき、または、(1)に記載する登録基準・登録要件を満たさないことが判明したときは、広島県は、登録を取り消すことができる。

4 ひろしまサイクルおもてなしスポットの広報

(1) ホームページでの紹介

広島県及び一般社団法人広島県観光連盟は、次のとおり、登録施設・店舗の登録内容を公表する。

ア 広島県ホームページ内の「広島県「みんなで」おもてなし宣言」ページに、登録施設・店舗のおもてなし宣言の内容を掲載する。

[広島県ホームページ] <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/omotenashi/>

イ 「ひろしま観光ナビ」(広島県公式観光サイト)のサイクリング特集ページに、登録施設の名称・所在地・連絡先及び「サイクリストへの提供サービス」を掲載する。

[ひろしま観光ナビ] <https://www.hiroshima-kankou.com/>

(2) 登録施設・店舗を示すステッカーの交付

ア 一般社団法人広島県観光連盟は、登録事業者に「ひろしまサイクルおもてなしスポット」と「サイクリストへの提供サービス」を示すステッカーを交付する。

イ 登録施設・店舗は、一般社団法人広島県観光連盟から交付のあったステッカーを、施設・店舗の見やすい箇所に貼付する。

5 提出先・問合せ先

〒730-0011 広島市中区基町5-44 (広島商工会議所ビル8階) 一般社団法人広島県観光連盟
電話: 082-221-6516 FAX: 082-222-6768 メール: info@kanko-hiroshima.or.jp